

保険給付の種類		支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容	消滅時効		損害賠償の損害費目の同質性 (損益相殺時の控除区分)
					起算点	期間	
療養補償 給付	療養の給付	業務災害又は通勤災害による傷病について、労災病院又は労災指定病院で療養する場合	必要な療養の給付	-	療養の費用を支出した日の翌日	2年	治療費、診察料、薬剤費、薬局費、入院雑費
	療養の費用の支給	業務災害又は通勤災害による傷病について、労災病院又は労災指定病院以外の病院で療養する場合	必要な療養費の全額	-			
休業補償給付		業務災害又は通勤災害による傷病に係る療養のため労働することができないうちに賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合	休業4日目以降、原則として休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目以降、原則として休業1日につき給付基礎日額の20%相当額	賃金を受けない日ごとにその翌日	2年	休業補償 逸失利益などの消極損害
障害補償給付	障害補償年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が残った場合	給付基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分 の年金を支給	【障害特別支給金】 第1級 342万円 第2級 320万円 第3級 300万円 第4級 264万円 第5級 225万円 第6級 192万円 第7級 159万円 の一時金を支給  【障害特別年金】 算定基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分 の年金を支給	治 ゆ 日 ( 症 状 固 定 日 ) の 翌 日 か ら	5 年	
	障害補償一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までのいずれかに該当する障害が残った場合	給付基礎日額の 第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分 の一時金を支給	【障害特別支給金】 第8級 65万円 第9級 50万円 第10級 39万円 第11級 29万円 第12級 20万円 第13級 14万円 第14級 8万円 の一時金を支給  【障害特別一時金】 算定基礎日額の 第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分 の一時金を支給			

遺族補償給付	遺族補償年金	業務災害又は通勤災害により死亡した場合	遺族数に応じ、給付基礎日額の 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分 の年金を支給	【遺族特別支給金】 遺族の数にかかわらず、一律300万円の時給金を支給(遺族が2人以上の場合、その人数で除して得た額) 【遺族特別年金】 遺族数に応じ、算定基礎日額の 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分 の年金を支給	被災労働者が死亡した日の翌日	5年	休業補償、逸失利益などの消極損害
	遺族補償一時金	(1) 遺族(補償)年金を受ける遺族がない場合 (2) 遺族年金を受けているものが失権し、かつ、当該年金を受けるものがいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の時給金を支給(ただし、(2)の場合、すでに支給した年金額を差し引いた額)	【遺族特別支給金】 遺族の数にかかわらず、一律 300万円の時給金を支給 【遺族特別年金】 算定基礎日額の1000日分の時給金を支給(ただし、(2)の場合、すでに支給した年金額を差し引いた額)			
石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金	①石綿にさらされる業務に従事することにより、 ②中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚又は良性石綿胸水にかかり、 ③死亡した労働者又は特別加入者であって、 ④労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効(死亡日の翌日から5年)により消滅した遺族		-		2022年3月27日が請求期限(石綿健康被害救済法59条5項)		
	特別遺族年金	詳細は、 <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/seki-men/izoku/d1/02.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/seki-men/izoku/d1/02.pdf</a> 特別遺族年金を受けるべき者の順位は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順	遺族の人数が 1人 年240万円 2人 年270万円 3人 年300万円 4人 年330万円 請求のあった日の属する月の翌月分から支給開始	-			
	特別遺族一時金	平成18年3月27日時点で特別遺族年金の受給権者がいないときなど。 詳細は、 <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/seki-men/izoku/d1/02.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/seki-men/izoku/d1/02.pdf</a>	最大1200万円				

<p><b>葬祭料</b></p>	<p>業務災害又は通勤災害により死亡した者の葬祭を行う場合</p>	<p>315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)</p>	<p>-</p>	<p>被災労働者が死亡した日の翌日</p>	<p>2年</p>	
<p><b>傷病補償年金</b></p>	<p>業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなった場合  (1) 傷病が治っていないこと  (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること</p>	<p>給付基礎日額の  第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 の年金を支給</p>	<p>【傷病特別支給金】  第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円 の一時金を支給  【傷病特別年金】 算定基礎日額の 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 の年金を支給</p>	<p>存在しない</p>	<p>休業補償、逸失利益などの消極損害</p>	
<p><b>介護補償給付</b></p>	<p>障害補償年金又は傷病補償年金受給者のうち第1級(精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている場合</p>	<p>【常時介護】 介護の費用として支出した額(104,730円を上限)ただし、親族等により介護を受け、介護費用を支出していないか又は支出した額が56,790円を下回る場合は56,790円。  【随時介護】 介護の費用として支出した額(52,370円を上限)ただし、親族等により介護を受け、介護費用を支出していないか又は支出した額が28,400円を下回る場合は28,400円。</p>	<p>-</p>	<p>介護を受けた月の翌月1日</p>	<p>2年</p>	<p>将来介護費</p>